

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づく公表について

平成 28 年 5 月 27 日
地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づき、地域経済活性化支援機構が平成 28 年 1 月 1 日から同 3 月 31 日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

1. 再生支援決定を行った件数
6 件
2. 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
3. 再生支援決定を撤回した件数
該当なし
4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び
信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
該当なし
5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場
合にあっては、現物出資された債権の元本総額）
該当なし
6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型
をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び再生支援対象事業者に係る株式又は持分の処
分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処
分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る貸
付債権の元本総額を除く。以下において同じ。）及び処分後における再生支援対象事業者
に対する当該債権の元本総額
 - (1) 債権の処分を行った件数
債務の免除：該当なし、債権の譲渡：該当なし、その他：1 件
 - (2) 株式又は持分の処分を行った件数
債務の免除：該当なし、債権の譲渡：該当なし、その他：該当なし
 - (3) 処分時における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額
4,127 百万円

- (4) 処分後における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額
該当なし

7. 一の再生支援決定に係る全ての業務を完了した再生支援対象事業者の概要及び再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

- (1) 全ての業務を完了した再生支援対象事業者の概要

- ①東海地方の自動車部分品・附属品卸売業
- ②近畿地方の電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ③九州地方の百貨店業
- ④近畿地方の鉄鋼業

- (2) 全ての業務を完了した再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

6,265 百万円

8. 特定支援決定を行った件数、特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長の決定を行った件数、特定支援決定を撤回した件数、特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者の業種及び買取りに係る債権の元本総額、特定支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額及び処分後における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額、一の特定支援決定に係る全ての業務を完了した特定支援対象事業者の業種及び特定支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

- (1) 特定支援決定を行った件数

10 件

- (2) 特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長を行った件数

該当なし

- (3) 特定支援決定を撤回した件数

該当なし

- (4) 特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者の業種

- ① その他飲食料品小売事業者
- ② 不動産賃貸・管理事業者
- ③ 不動産代理・仲介事業者
- ④ 建設事業者
- ⑤ 貴金属・宝石製品製造事業者
- ⑥ 道路貨物運送事業者
- ⑦ 外衣・シャツ製造事業者

- (5) 買取りに係る債権の元本総額
2,478 百万円
 - (6) 債権の処分を行った累計ごとの件数
債務の免除：1 件、債権の譲渡：0 件、その他：4 件
 - (7) 債権の処分時における当該債権の元本総額
2,199 百万円
 - (8) 債権の処分後における当該債権の元本総額
2,028 百万円
 - (9) 全ての業務を完了した特定支援対象事業者の業種
①管工事事業者
 - (10) 全ての業務を完了した特定支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
0.8 百万円
9. 特定信託引受対象事業者の概要、特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額及び一の特定信託引受決定に係る全ての業務を完了した特定信託引受対象事業者の概要
該当なし
10. 特定事業再生支援会社の名称、特定事業再生支援会社ごとの特定出資の額及び一の特定出資決定に係る全ての業務を完了した特定事業再生支援会社の名称
該当なし
11. 特定専門家派遣決定を行った件数
9 件
12. 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要及び特定組合出資の額
- (1) 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要
 - ①組 合 名：かながわ観光活性化投資事業有限責任組合
横浜銀行と連携しながら、神奈川県西エリアを中心とする地域を対象に、豊富な観光資源と首都圏やインバウンドの観光客とを結びつける観光活性化モデルの構築支援を行う
 - 出資決定日：平成 28 年 3 月 25 日
 - (2) 特定組合出資の額
480 百万円

13. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

(1) 会社名：REVICキャピタル株式会社

設立：平成25年6月28日（特定経営管理決定：平成25年6月20日）

所在地：東京都千代田区

資本金：約100百万円

業務内容：地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

活動状況：ア) ① 平成28年3月31日に、株式会社横浜銀行と共同で地域活性化ファンド（名称：「かながわ観光活性化投資事業有限責任組合」）を設立し、横浜キャピタル株式会社と共同運営を開始

イ) 設立したファンドにおける投融資実績

：投融資実行件数17件、投融資実行額2,300百万円

(2) 会社名：NCBキャピタル株式会社

設立：平成27年1月5日（特定経営管理決定：平成26年12月19日）

所在地：福岡県福岡市

資本金：10百万円

業務内容：九州地区における地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

(3) 会社名：REVICパートナーズ株式会社

設立：平成27年3月9日（特定経営管理決定：平成27年3月6日）

所在地：東京都千代田区

資本金：50百万円

業務内容：地域の核となる企業の早期経営改善等を支援する投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

活動状況：イ) 設立したファンドにおける投融資実績

：投融資実行件数2件、投融資実行額5,600百万円

(注1) 上記「再生支援対象事業者の概要」において記載している地域は、各事業者が主たる事業を営んでいる地域を記載しています。

(注2) 記載の金額は、表示単位未満を四捨五入しています。

以上